

関西看護医療大学既修得単位認定規程

(趣旨)

第1条 この規程は、関西看護医療大学学則第32条の規定に基づき、関西看護医療大学（以下「本学」という。）の第1学年次に入学した者が、本学入学前に他大学、短期大学（以下「他大学」という。）において履修した授業科目について修得した単位（以下「既修得単位」という。）の認定に必要な事項を定めるものとする。

(申請手続)

第2条 新たに本学に入学した者で既修得単位の認定を希望する者は、別に指定する期日まで
に次の書類を学長に提出しなければならない。

- (1) 既修得単位認定申請書（別記様式第1号）
- (2) 他大学の成績証明証
- (3) 認定を受けようとする授業科目の概要を示す書類
- (4) その他既修得単位の認定に必要な書類
（既修得単位に認定基準等）

第3条 認定を受けようとする授業科目及び単位数は、本学における授業科目及び単位数と同等以上と認められるものでなければならない。

- 2 既修得単位とし認定できる授業科目は、本学の一般教養科目・専門基礎科目に限るものとし、当該科目の単位数の範囲で行う。

(認定方法)

第4条 既修得単位の認定は、教授会の議を経て、学長が行う。

- 2 既修得単位の認定の検討は、教務委員会において行う。その際、必要に応じて授業科目担当教員の意見を求めることができる。
- 3 学長は、第1項の認定を行うに当たっては、面接その他の認定試験を行うことができる。

(申請者への通知)

第5条 学長は、既修得単位の認定結果について、既修得単位認定通知書（別記様式第2号）により、申請者に通知する。

(成績の表記)

第6条 認定した授業科目の成績の表記は、「認定」とする。

(修業年限)

第7条 第4条第1項の規定により既修得単位の認定を行った場合においても、修業年限の短縮は、行わない。

(実施規定)

第8条 この規定に定めるもののほか、既修得単位の認定に関し必要な事項は、学長が定める。

附 則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 2 年 5 月 1 日から施行する。

既修得単位認定申請書

令和 年 月 日

関西看護医療大学学長 様

氏名

印

関西看護医療大学既修得単位認定規程第2条の規定により、次のとおり他大学において入学前に修得した単位の認定を申請します。

1 入学前の教育施設名等			
(1) 大学	大学	学部	学科
(2) 短期大学	短期大学	学科	学科
年 月 日			
中退 卒業			
2 認定をうけようとする単位修得科目名等			
申 請 科 目		既 修 得 科 目	
授業科目名	単位数	授業科目名	単位数

- (注) 1 「申請科目」欄には、本学で単位認定を受けようとする授業科目名及び単位数を記入すること。
- 2 「既修得科目」欄には、他大学で修得した授業科目名及び単位数（授業時間数）を記入すること。

既修得単位認定通知書

令和 年 月 日

様

関西看護医療大学学長

令和 年 月 日付で申請のありました既修得単位の認定について、次のとおり決定しました。

1 認定した授業科目及び単位数	
授 業 科 目 名	単位数
2 認定した科目数及び単位数合計	
科目	単位